

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第122号

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を改正する規則

京都市文化財保護事業資金融資規則の一部を次のように改正する。

第22条中「文化市民局長」を「文化市民局文化芸術担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)